

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務委託 プロポーザル実施要領

本要領は、平成 31 年度に実施するいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作の委託事業者の募集にあたり、必要な事項を定めるものである。

1 プロポーザルの概要

当該プロポーザルの対象は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務を委託する候補者であり、広く企画提案を募り、審査を経て一者を候補者として選定し、本業務を委託する。

2 業務内容等

(1) 業務名

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務委託

(2) 業務の目的

本県で開催する第 7 4 回国民体育大会（以下「いきいき茨城ゆめ国体」という。）及び第 1 9 回全国障害者スポーツ大会（以下「いきいき茨城ゆめ大会」という。）の開閉会式や市町村が実施する炬火イベント等において使用する炬火受皿の製作を行う。

(3) 業務内容

別添「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

(5) 委託の規模

4,860,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

※ 上記金額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する要件

当該プロポーザルに参加することができる者は、以下に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。また、同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 当該業務を事業委託期間内にわたり確実に遂行するために必要な組織、能力、人員等の体制を有する者であること。
- (6) プロポーザルの実施に関し、企画提案書を審査する委員が自ら主宰し、又は委員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。

4 日程

(1)	公募開始	平成 30 年 5 月 30 日（水）
(2)	説明会参加申込受付	平成 30 年 5 月 30 日（水）から 6 月 4 日（月）まで
(3)	説明会	平成 30 年 6 月 5 日（火）
(4)	参加資格確認申請書提出期限	平成 30 年 6 月 11 日（月）まで
(5)	入札参加資格確認通知書発送	平成 30 年 6 月 13 日（水）まで
(6)	質問受付	平成 30 年 5 月 30 日（水）から 6 月 11 日（月）まで
(7)	企画提案書提出期限	平成 30 年 6 月 26 日（火）まで
(8)	選定審査会（プレゼンテーション）	平成 30 年 7 月 2 日（月）
(9)	審査結果通知の発送	審査委員会開催の日から 5 日以内（7 月 5 日予定）
(10)	仕様書・契約内容の最終調整	平成 30 年 7 月 6 日（金）から 7 月 19 日（木）まで
(11)	契約締結	平成 30 年 7 月 20 日（金）

5 説明会の開催

本プロポーザルに参加を希望する者は、必ず説明会に出席すること。

- (1) 日時
平成 30 年 6 月 5 日（火）午後 2 時から
- (2) 場所
茨城県庁 共用会議室 1701（県庁舎 17 階）
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
- (3) 参加申込
説明会に参加を希望する者は、**別添**「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務プロポーザル説明会参加申込書」（実施要領様式 1）を、以下のアイウエを参照のうえ、提出すること。
 - ア 提出期限
平成 30 年 6 月 4 日（月）午後 5 時まで（必着）
 - イ 提出方法
ウの送信先に電子メールで提出すること。
 - ウ 送信先
kokutai9@pref.ibaraki.lg.jp
 - エ 留意点
件名を「炬火受皿製作業務プロポーザル説明会参加申込書」として、送信後に電話により着信確認を行うこと。
確認先 茨城県国体・障害者スポーツ大会局 競技式典課
電 話 029-301-5373

6 プロポーザル参加手続き等

(1) プロポーザル実施要領の交付方法及び問い合わせ先

ア 担当部署

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）

住 所 〒 310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

（茨城県国体・障害者スポーツ大会局 競技式典課内）

電 話 029-301-5373

FAX 029-301-5389

E-mail kokutai9@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

平成30年5月30日（水）から平成30年6月11日（月）まで

イ 配布方法

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務委託プロポーザル実施要領は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会ホームページの「入札／募集」に掲載するほか、6(1)アに記載の担当部署において配布する。6(1)アの担当部署で受け取る場合は、6(2)アの期間中の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）までとする。

ウ 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、**別添**「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務プロポーザル実施要領等に関する質問票」（実施要領様式2）により受け付ける。

(ア) 受付期間

平成30年5月30日（水）から平成30年6月11日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 提出方法

a bの送信先に電子メールで提出すること。

b 送信先

kokutai9@pref.ibaraki.lg.jp

c 留意点

件名を「炬火受皿製作業務に関する質問」とし、送信後に電話により着信確認を行うこと。確認先は、5(3)エと同じとする。

(ウ) 回答方法

a 回答の対象となる質問は、6(3)の参加資格確認申請書の提出があった者からの質問とする。

b 上記 a の質問及び回答については、参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、参加資格確認申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ通知する。

(エ) その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(3) 参加資格確認申請書の提出

本プロポーザルに係る企画提案について、参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出すること。

ア 提出書類

別添「企画提案競争参加資格確認申請書」(実施要領様式3)

イ 提出期限

平成30年6月11日(月)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は持参

持参の場合は、閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時までを除く。)までとする。

エ 提出先

6(1)アに同じ

オ 参加資格確認結果通知

別添「入札参加資格確認通知書」(実施要領様式4)により、代表者あて平成30年6月13日(水)までに通知する。

(4) 企画提案書の提出

参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。なお、提案は、各者1案とする。

ア 提出物

別添「企画提案書」(実施要領様式5)及び添付書類を20部提出すること。

※様式に定める内容がすべて記載されていれば、別途作成した企画提案書に代えることができる。

イ 提出期限

平成30年6月26日(火)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は持参

持参の場合は、閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時までを除く。)までとする。

エ 提出先

6(1)アに同じ

オ 留意点

(ア) 企画提案書の再提出は認めない。また、提出した書類は返却しない。

(イ) 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案公募に関する条件に違反した提案

7 審査方法

(1) 審査

ア 審査は、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会炬火受皿製作業務委託候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、下記イの評価基準に基づき行う。なお、1 (5)に示した金額を超えた場合は、審査対象とはならないものとする。

イ 企画提案を審査するための評価項目

評価項目	評価の観点
1 組織の概要	・製作体制が充実していて、円滑に工程が進められるスケジュールか。
	・県実行委員会のニーズに十分に対応できる能力と柔軟性を備えているか。
	・同種又は類似業務の実績は十分か。
2 提案事項	・式典実施計画のコンセプトに基づく企画提案となっているか。
	・他県にはない茨城の魅力を発信できる企画提案となっているか。
	・前回国体から引き継ぐシンボル（レガシー）として現存する炬火台をイメージできるデザインとなっているか。
	・笠間焼の技術や素材を生かした特徴的な色彩、模様となっているか。
	・安全面を考慮し、強度と安定感のある設計となっているか。
3 価格	・見積額が委託額の範囲内であり、かつ委託内容に対して著しく妥当性を欠くものとなっていないか。

ウ 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査とし、採否については、決定後速やかに通知する。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

平成 30 年 7 月 2 日（月） 午前 10 時から

イ 場所

茨城県庁 共用会議室 1701 （県庁舎 17 階）

ウ 内容等

説明時間は 1 提案者あたり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）を予定している。追加資料の配布は認めない。

なお、プレゼンテーションに際し、パソコン等の使用は差し支えないものとし、パソコン、プロジェクターは参加者が用意する。

8 候補者の選定

- (1) 選定審査会における審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を当該業務委託に係る候補者として選定する。
- (2) 審査結果は、参加者全員に通知する。
- (3) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

9 契約

- (1) 契約の締結
 - ア 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務委託候補者と提出された提案書を参考に協議を行い、調整後、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。
 - イ 業務委託候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約条項等
別に定める委託契約書のほか、茨城県財務規則(昭和44年茨城県規則第12号)の規定に準じることとする。
- (3) 契約保証金
契約保証金は免除する。

10 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、業務予定者の審査以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルに関し、事務局から受領又は閲覧した資料等は、事務局の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。